

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

日興電設株式会社 高知県高知市薊野中町7-29-3

2 指名停止の期間

令和2年2月27日 ～ 令和2年3月26日 (1カ月間)

3 指名停止の理由

日興電設株式会社は、民間発注の工事において、建設業法第3条第1項に定めるとび・土工・コンクリート工事業の建設業許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超える請負契約を締結していたことが判明した。また、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条により専任の主任技術者の配置が義務づけられている電気工事に、建設業法第7条第2項の規定の営業所の専任技術者が主任技術者として配置されていることも判明し、令和2年1月23日高知県知事から指示処分を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付 59林野経第156号)第1の規定に基づく、別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060